平成２３年（フ）第２８５８号
大阪府枚方市伊加賀栄町14番10―12号
破産者　小泉　　隆
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１５号
兵庫県宝塚市中山五月台２丁目10番11号
破産者　岩本　正松
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４１号
大阪市淀川区宮原２丁目11番11―202号
破産者　小林　陽一
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４７号
大阪市淀川区塚本５丁目５番７号　オーシャン清和305号、前住所大阪市淀川区西中島１丁目10番10―405号
破産者　三宅　正典
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４７号
大阪府門真市四宮２丁目４番14号
破産者　松尾　　清
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５５号
大阪府枚方市長尾台３丁目４番14号
破産者　吉本　雄史
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１２号
大阪府高槻市清水台１―３―４　松浦正徳方、住民票上の住所大阪府吹田市広芝町12番10―1003号
破産者　近藤　健司
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２７号
大阪市淀川区東三国３丁目７番２―1404号
破産者　山下　淑子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４８号
大阪府大東市新田東本町６番13号　麻亜呂コーポ301号、住民票上の住所大阪府大東市諸福５丁目４番509号
破産者　山岡　紀郎
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２号
兵庫県洲本市宇原721番地３　県住３号棟303号、住民票上の住所兵庫県南あわじ市北阿万新田北139番地
破産者　田村　友保
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県南あわじ市倭文庄田1169番地、前住所兵庫県南あわじ市倭文庄田205番地１
破産者　榮　　孝治
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
兵庫県南あわじ市倭文安住寺876番地３　谷守引一方、住民票上の住所兵庫県南あわじ市八木養宜上1021番地92
破産者　西出　力造
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
兵庫県南あわじ市灘土生32番地１
破産者　瀬田　利枝
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県洲本市中川原町厚浜960番地１、前住所兵庫県洲本市下加茂１丁目１番40号
破産者　坂口　浩一
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県洲本市金屋295番地10
破産者　森川三知永
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
札幌市中央区南14条西14丁目１番21―703号
破産者　峰友　正俊
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８９号
札幌市東区北34条東４丁目３番21号　札新マンション８号
破産者　喜多　克俊
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
青森県むつ市南町３番42号
破産者　下北オート部品商会こと　山道　光子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
秋田県横手市外目字下桜沢75番地９
破産者　柴田　邦夫
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部